

我が国における勤務間インターバルの状況 —社会生活基本調査からわかること—

総務省統計局 石井 竜太
独立行政法人統計センター 長尾 伸一
総務省統計局 永井 恵子、野村 大輔

1. 研究目的

政府は、働き方改革の実現のため、長時間労働の是正に取り組んでいる。そのような中で、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に有効であると考えられる勤務間インターバルの導入について、関心が高まっているところである。

そこで、一つの標本に対して連続2日間調査を行うという手法をとり、かつ生活時間を調査する唯一の公的統計である社会生活基本調査の特性を活かして、マイクロデータを用いて連続する2日間のデータを作成することにより、勤務間インターバルを推計する。

本報告は昨年続くものであり、直近の平成28年の状況及び5年前（平成23年）からの変化の傾向を分析することで、我が国における長時間労働の実態を明らかにする。

2. 分析手法

社会生活基本調査の調査票情報は、各日単位のデータとなっていることから、同一個人のデータの調査区符号・世帯番号・世帯員番号の情報を用いて、マッチングを行い、連続する2日間の調査票情報を生成する。連続する2日間の調査票情報をもとに、生活時間帯別の行動の種類から勤務間インターバルを推計し、職業等の属性別に分析する。

本稿では、比較的、勤務時間が安定しており、2日間の調査の中で勤務間インターバルが捉えやすいと考えられるホワイトカラー労働者として、管理的職業従事者、専門的・技術的職業従事者、事務従事者、販売従事者を対象とする。

その結果、ホワイトカラー労働者では、勤務間インターバルがEUで義務付けられている11時間*に満たない人が平成28年で1割程度存在し、その割合は

5年前（平成23年）に比べてわずかに上昇していることが分かった。

*EUでは、労働時間指令により、24時間につき最低連続11時間の休息時間（勤務と次の勤務の間隔）を付与することが義務づけられている。

図1 ホワイトカラー労働者の勤務間インターバルの分布（平成28年）

